

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、歳計現金の交付により釣銭を準備することができるようにするなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）
（審査指導課）

- 一 改正の要旨
行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、薬務課長の職にある出納員が、所属する課の所掌に属する医薬品に係る物品の出納及び保管の事務を行えるようにするなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 消防法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十号）（消防保安課）

一 改正の要旨

消防法に基づき知事が設置の許可等を行う危険物施設を移送取扱所とすることとし、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県手数料条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第三十一号）（財政課）

一 改正の要旨

県民の手数料の納付に係る利便性の向上を図るため、証紙による納付が定められている手数料の一部について、納付書により納付することができるよう次の規則について必要な規定の改正を行った。

- 1 広島県手数料条例施行規則
- 2 広島県家畜改良増殖法施行細則
- 3 広島県卸売市場条例施行規則

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則三十二号）（消費生活課）

一 改正の要旨

消費生活協同組合法の一部改正に伴い、引用条項を整理するとともに検査をするときに携帯する身分証明書の様式を定めた。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理などを行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県中山間地域等従事医師奨学金貸付規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）
（医療政策課）

一 改正の要旨

県内の医療提供体制の確保を目的として、医師の確保が困難な中山間地域等で医療に従事する医師を育成する奨学金について、対象者を変更し、返還債務の免除範囲を拡大し、返還猶予の要件を緩和するなどにより活用促進を図るため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（健康対策課）

一 改正の要旨

老人保健法の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 薬事法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（薬務課）

一 改正の要旨

薬事法の一部改正に伴い、新たに知事が行うこととなった登録販売者の試験の申請書の様式について規定するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則
(規則第三十七号) (社会援護課)

一 制定の要旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、中国残留邦人等に対し新たな支援制度が導入されたことに伴い、当該支援の実施のために必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十八号）（社会援護課）

一 改正の要旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により、同法の支援給付について生活保護法の規定の例によることとされたこと及び生活保護オンラインシステムの稼動に伴う関係様式の整理など、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十九号）
（障害者支援課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴う書類の経由に係る規定の整理など、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（県立病院課）

一 改正の要旨

県立病院使用料及び手数料条例の一部改正により、新たに抗リン脂質抗体検査料が新設されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県立技術短期大学校規則（規則第四十一号）（職業能力開発課）

一 制定の要旨

広島県立技術短期大学校規則の管理等に必要事項を定めた。

二 施行期日等

平成二十一年四月一日。ただし、平成二十一年度の入学者に係る選考及び入学手続等に係る規定は、平成二十年四月一日から施行する。

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（金融課）

一 改正の要旨

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止に伴い、高度化事業の貸付利率を無
利子とする要件の整理など必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）（建設産業課）

一 改正の要旨

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改定に伴い、遅延利息及び返還利息の割合について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日

★ 広島県労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）
（労働委員会）

一 改正の要旨

行政組織の再編整備に伴い、組織に関する定めについて、整理を行うなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日